

議案第16号

豊橋市視聴覚教育センター条例施行規則等の一部を改正する規則について

平成30年3月29日提出

豊橋市教育委員会

教育長 山西 正 泰

豊橋市視聴覚教育センター条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第7号

豊橋市視聴覚教育センター条例施行規則等の一部を改正する規則

(豊橋市視聴覚教育センター条例施行規則の一部改正)

第1条 豊橋市視聴覚教育センター条例施行規則(昭和49年豊橋市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料の減免)</p> <p>第9条 条例第6条ただし書の規定により使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 免除</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(2) 免除又は減額</p> <p>ア <u>観覧しようとする日の属する年の12月31日までに70歳以上となる者(市内に住所を有する者に限る。)</u>が<u>プラネタリウムを観覧するとき。</u></p> <p>イ (略)</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第9条 条例第6条ただし書の規定により使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 免除</p> <p>ア <u>市長の発行する敬老バッジ又はシルバー優待カードの所持者がプラネタリウムを観覧するとき。</u></p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(2) 免除又は減額</p> <p>ア (略)</p>

<p>2 前項第1号イ及び第2号イの規定により使用料の免除又は減額を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項第1号（イを除く。）及び第2号アの規定により使用料の免除又は減額を受けようとする者は、<u>その事由</u>に該当することを係員に示さなければならない。</p>	<p>2 前項第1号ウ及び第2号の規定により使用料の免除又は減額を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項第1号（ウを除く。）の規定により使用料の免除を受けようとする者は、<u>それぞれに掲げる免除事由</u>に該当することを係員に示さなければならない。</p>
--	---

（豊橋市美術博物館条例施行規則の一部改正）

第2条 豊橋市美術博物館条例施行規則（昭和54年豊橋市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（使用料の減免）</p> <p>第13条 条例第7条の規定により使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 免除</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>（2） 免除又は減額</p> <p>ア （略）</p> <p>イ <u>観覧しようとする日の属する年の12月31日までに70歳以上となる者（市内に住所を有する者に限る。）が特別展を観覧するとき。</u></p>	<p>（使用料の減免）</p> <p>第13条 条例第7条の規定により使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 免除</p> <p>ア <u>市長の発行する敬老バッジ又はシルバー優待カードの所持者が特別展を観覧するとき。</u></p> <p>イ～エ （略）</p> <p>（2） 免除又は減額</p> <p>ア （略）</p>

<p>ウ (略)</p> <p>2 前項第1号イ及び第2号(イを除く。)の規定により使用料の免除又は減額を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第5号又は様式第6号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項第1号(イを除く。)及び第2号イの規定により使用料の免除又は減額を受けようとする者は、その事由に該当することを係員に示さなければならない。</p>	<p>イ (略)</p> <p>2 前項第1号ウ及び第2号の規定により使用料の免除又は減額を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第5号又は様式第6号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項第1号(ウを除く。)の規定により使用料の免除を受けようとする者は、それぞれに掲げる免除事由に該当することを係員に示さなければならない。</p>
---	--

(豊橋市自然史博物館条例施行規則の一部改正)

第3条 豊橋市自然史博物館条例施行規則(昭和63年豊橋市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料の減免)</p> <p>第11条 条例第7条の規定により使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 免除</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(2) 免除又は減額</p> <p>ア <u>観覧しようとする日の属する年の12月31日までに70歳以上となる</u></p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第11条 条例第7条の規定により使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 免除</p> <p>ア <u>市長の発行する敬老バッジ又はシルバー優待カードの所持者が特別企画展又は大型映像を観覧するとき。</u></p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(2) 免除又は減額</p>

者（市内に住所を有する者に限る。）が特別企画展又は大型映像を観覧するとき。

イ（略）

2 前項第1号イ及び第2号イの規定により使用料の免除又は減額を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第6又は様式第7）を市長に提出しなければならない。

3 第1項第1号（イを除く。）及び第2号アの規定により使用料の免除又は減額を受けようとする者は、その事由に該当することを係員に示さなければならぬ。

ア（略）

2 前項第1号ウ及び第2号の規定により使用料の免除又は減額を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第6又は様式第7）を市長に提出しなければならない。

3 第1項第1号（ウを除く。）の規定により使用料の免除を受けようとする者は、それぞれに掲げる免除事由に該当することを係員に示さなければならぬ。

（豊橋市二川宿本陣資料館条例施行規則の一部改正）

第4条 豊橋市二川宿本陣資料館条例施行規則（平成3年豊橋市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（入館料の減免）</p> <p>第10条 条例第9条の規定により入館料を減免することができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 免除</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>（2） 減免</p>	<p>（入館料の減免）</p> <p>第10条 条例第9条の規定により入館料を減免することができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 免除</p> <p>ア <u>市長の発行する敬老バッジ又はシルバー優待カードの所持者が豊橋市二川宿本陣資料館に入館するとき。</u></p> <p>イ～エ（略）</p> <p>（2） 減免</p>

ア 入館しようとする日の属する年の12月31日までに70歳以上となる者（市内に住所を有する者に限る。）が豊橋市二川宿本陣資料館に入館するとき。

イ（略）

2 前項第1号イ及び第2号イの規定により入館料の減免を受けようとする者は、入館料減免申請書（様式第4）を市長に提出しなければならない。

3 第1項第1号（イを除く。）及び第2号アの規定により入館料の免除又は減額を受けようとする者は、その事由に該当することを係員に示さなければならない。

ア（略）

2 前項第1号ウ又は第2号の規定により入館料の減免を受けようとする者は、入館料減免申請書（様式第4）を市長に提出しなければならない。

3 第1項第1号（ウを除く。）の規定により入館料の免除を受けようとする者は、それぞれに掲げる免除事由に該当することを係員に示さなければならない。

#### 附 則

この規則は、平成30年6月1日から施行する。